

「まなびナビひろしま～大人の学び場紹介～」に係る取扱いについて

(平成 26 年 9 月 3 日 生涯学習課)

(令和 6 年 4 月 1 日 一部改正)

1 (趣旨)

この取扱いは、「まなびナビひろしま～大人の学び場紹介～」(以下、「まなびナビひろしま」という。)の管理・運営を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 (目的)

まなびナビひろしまは、県内で実施する概ね 18 歳以上の一般県民を対象とした全県規模の講座及び講演会(以下、「講座等」という。)に関する情報をインターネットにより広報することで、県民の多様な学習ニーズに応え、その学習活動の活性化を図ることを目的とする。

3 (管理運営)

まなびナビひろしまの管理・運営は、広島県教育委員会生涯学習課が行うこととし、管理者を生涯学習課長とする。

4 (掲載する情報)

まなびナビひろしまに掲載する情報は、別表左に掲げる者(以下、「情報提供者」という。)に応じ同表右に定める内容の講座等とする。

5 (掲載する情報の収集)

まなびナビひろしまに掲載する情報は、別表のうち、一、二に掲げる者から収集する。

6 (情報の掲載期間)

定期的に管理者が確認を行い、講座等が終了した情報については削除する。ただし、情報提供者から情報の削除の申し入れがあった場合や、掲載延長について特段の事情がある場合はこの限りでない。

7 (免責及び損害賠償)

- (1) まなびナビひろしまは、インターネットを通じて情報を提供するものであり、情報の内容は、管理者がその時点で提供可能なものであり、管理者は、まなびナビひろしまで提供する情報についていかなる保証も行わない。まなびナビひろしまで提供する情報の内容等については、利用者の判断と責任において利用するものとする。
- (2) 管理者は、まなびナビひろしまの利用により発生した利用者、情報提供者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わない。また、まなびナビひろしまが提供する情報の遅延又は中断等が発生した場合も、管理者は一切の責任を負わない。
- (3) 管理者は、利用者又は情報提供者が故意若しくは重大な過失により、又はこの取扱いに違反して、管理者に損害を与えた場合には、利用者又は情報提供者に対して損害賠償を求めることができる。

8 (補足)

この取扱いに定めるもののほか、まなびナビひろしまに関して必要な事項は、別に定める。

別表

情報提供者	内容
一 国、広島県及び広島県内に所在する市町	現代的・社会的課題をテーマにした内容の講座等
二 管理者が適当と認めた団体	管理者が適当と認めた内容の講座等
三 教育基本法及び学校教育法に基づいて設置された、大学及び高等専門学校	各校の専門性を活かした内容の講座等